

高知県水産加工業高度化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県水産加工業高度化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、本県水産物の輸出の促進を図るため、本県水産物の輸出拡大を目指す水産加工業者等が行う輸出先国のHACCP基準及び一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会が認証するマリン・エコラベル・ジャパン(以下「MEL」という。)基準に対応するための生産及び加工施設等の衛生管理体制の高度化を目的とする事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助事業者、補助対象経費等は別表第1に定めるとおりとし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額を交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控

除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(8) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助事業者に県税の滞納がないこと及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認の上で補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助事業の重要な変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業に関し、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別記第2号様式による事業実施計画変更（中止又は廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業者に関する変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

(3) 補助金の交付決定額の増額

(4) 補助金の交付決定額の30パーセントを超える減額

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更

(概算払)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 第5条第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税又は地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第7条の規定に違反したとき又は第9条の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。
- (5) 別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月7日から施行し、同月1日から適用する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第5条第1号、第2号、第4号及び第5号、第9条第3項、第11条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費		補助率
コンサルティング導入支援事業	県内の加工施設で水産物の加工を行う次のいずれかの者(県内に加工施設を建設し、水産物の加工を行おうとする者を含む。) (1) 水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合 (2) 水産加工業者	一般社団法人大日本水産会が実施する「HACCP認定加速化支援事業」のうち、品質・衛生管理専門家現地指導に係る事業者負担分 対象経費は以下のとおり		2分の1以内
		(1) 報償費	コンサルタントへの謝金、日当等	
		(2) 旅費	コンサルタントの派遣旅費	
		(3) 需用費	①現地指導の申込手続きに必要な消耗品費 ②ハザード分析実施、HACCPプランの策定等、システム構築に必要な消耗品費等	
		(4) 役務費	コンサルティングの実施に伴う通信運搬費、検査手数料等	
HACCP認定審査支援事業	同上	一般社団法人日本食品認定機構が実施する水産食品加工施設HACCP認定制度の新規認定審査に必要となる経費 対象経費は以下のとおり		2分の1以内
		(1) 報償費	新規1次及び新規2次審査の受審に係る審査員及びコンサルタントへの謝金、日当等	
		(2) 旅費	新規1次及び新規2次審査の受審に係る審査員及びコンサルタントの派遣旅費	
		(3) 需用費	新規1次及び新規2次審査の受審に必要な消耗品費等	
		(4) 役務費	新規1次及び新規2次審査の受審に係る新規認定審査手数料、書類審査手数料等	
MEL認定審査支援事業	県内の水産事業者で次のいずれかの者 (1) 水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合 (2) 漁業者 (3) 養殖業者 (4) 水産加工業者 (5) 水産流通業者	一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会が実施するMEL認定制度の新規認定審査に必要となる経費 対象経費は以下のとおり		2分の1以内
		(1) 報償費	新規審査の受審に係る審査員及びコンサルタントへの謝金、日当等	
		(2) 旅費	新規審査の受審に係る審査員及びコンサルタントの派遣旅費	
		(3) 需用費	新規審査の受審に必要な消耗品費等	
		(4) 役務費	新規審査の受審に係る新規認定審査手数料、書類審査手数料等	

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年度高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務を補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。